平成２５年（フ）第１号
大津市北小松327番地
破産者　株式会社松井梅治郎商店
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１４号
最後の住所大津市大萱１丁目19番16号　第二サンライフ瀬田403号、前住所滋賀県甲賀市水口町牛飼942番地
破産者　被相続人亡木田成人相続財産
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７８４号
神戸市兵庫区大同町３丁目７番10号
破産者　有限会社テックス
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２５号
愛媛県松山市久万ノ台283番地
破産者　株式会社乳販
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３３７号
川崎市幸区下平間23番地
破産者　坂本　賢一
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９７号
名古屋市中川区尾頭橋２丁目14番１号　ハイツ奈加川302号室、従前の住所名古屋市守山区松坂町90番地　三井農林小幡緑地公園ハイツ406号
破産者　酒井美智也
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４２号
愛知県豊明市二村台２丁目１番地23、従前の住所名古屋市瑞穂区大喜町６―23―３　レオパレスアイリス102号室
破産者　小島　裕貴
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１５０号
愛知県瀬戸市北脇町124番地の７　アパート若葉２―１
破産者　齊藤　　保
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７１号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地53棟703号、前住所大阪府堺市西区上野芝町１丁16番52号
破産者　坪井　　孝
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６７０号
神戸市兵庫区門口町１番18号　門口マンション202号、従前の住所神戸市中央区山本通４丁目14番８―202号
破産者　和輝こと　坂部　和男
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９２号
熊本市西区上熊本３丁目15番４―102号　県営住宅
破産者　吉武　　寛
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２７号
北海道登別市富岸町２丁目40―２、住民票上の住所北海道登別市大和町２丁目２番地５
破産者　吉田　和夫
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１５１８号
横浜市鶴見区生麦１丁目13番15―202号
破産者　加納　雅輝
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８６号
横浜市神奈川区西寺尾４―24―２　ヒルズ寺尾２―309、住民票上の住所横浜市鶴見区生麦５丁目９番17号
破産者　小林　政美
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２８号
静岡県沼津市西沢田412番地　アベニュー沢田202号、住民票上の住所静岡県沼津市西沢田412番地カエツマンション202、居所静岡県沼津市鳥谷字土橋611―１　タカネ園
破産者　蜂谷　健一
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６８１号
京都市中京区西ノ京笠殿町159番地　若葉ビル３Ｆ
破産者　阿部　昌之
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
長崎県長崎市小江原４丁目27番７号
破産者　和田　耕一
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係